

議案第37号

鹿児島県税条例及び鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県税条例及び鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税条例及び鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部を改正する条例

(鹿児島県税条例の一部改正)

第1条 鹿児島県税条例(昭和38年鹿児島県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「自動車税」を「個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、自動車税の種別割に係る徴収金については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3に規定する指定納付受託者に委託して納付することができる。

第18条第5項中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

第38条第1項中「又は個別帰属益金額(法人税法第81条の18第1項に規定する個別帰属益金額をいう。)」及び「又は個別帰属損金額(同法第81条の18第1項に規定する個別帰属損金額をいう。)」を削る。

(鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部改正)

第2条 鹿児島県みんなの森づくり県民税条例(平成16年鹿児島県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第4条中「若しくは各連結事業年度」を削り、「第52条第2項第4号」を「第52条第2項第3号」に、「同条の規定」を「同条第1項の規定」に、「同条の表」を「同項の表」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中鹿児島県税条例第15条第2項の改正規定及び第2条中鹿児島県みんなの森づくり県民税条例第4条の改正規定(「同条の規定」を「同条第1項の規定」に、「同条の表」を「同項の表」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(事業税に係る経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例第38条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号)(以下「旧法人税法」という。)第2条第12号の

7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

- 3 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、第1条の規定による改正前の鹿児島県税条例第38条第1項の規定は、なおその効力を有する。

（県民税に係る経過措置）

- 4 第2条の規定による改正後の鹿児島県みんなの森づくり県民税条例第4条の規定は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

- 5 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第2条の規定（附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の鹿児島県みんなの森づくり県民税条例第4条の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

地方自治法及び地方税法の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。